

第6回府中市学校適正規模・適正配置検討協議会の開催結果

- 1 日 時 令和5年6月20日（火） 午後1時30分～午後3時
- 2 場 所 府中駅北第2庁舎 3階会議室
- 3 出席委員 12名
岡田智委員、池澤龍三委員、小川正人委員、忍足留理子委員、
櫻井直輝委員、佐藤光宏委員、志賀定一委員、志水清隆委員、
高橋史委員、堀井聡子委員、水橋佳也子委員、吉垣親伸委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 矢ヶ崎教育部長、佐伯学務保健課長、角倉学校施設課長、
田中教育総務課長、濱田教育指導担当主幹、奥学務保健課長補佐、
遠藤学校施設課長補佐、崎井学校施設課副主幹、田中学務保健課係長、
七里学校施設課主査、坂本学務保健課職員
- 6 傍聴者 なし
- 7 内 容
 1. 開会
 2. 第5回協議会の会議録確認について
 3. 議題
 - (1) 本日の概要と今後の進め方
 - (2) 大規模校における各学校の対応策の検討
 4. その他
 5. 閉会
- 8 配布資料
第6回府中市学校適正規模・適正配置検討協議会 次第
府中市学校適正規模・適正配置検討協議会第6回協議資料
第5回府中市学校適正規模・適正配置検討協議会の開催結果

会議録

【事務局】

皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から「第6回府中市学校適正規模適正配置検討協議会」を開催いたします。それでは、会長お願いいたします。

【会長】

皆様、こんにちは。お忙しいなかご出席くださり、ありがとうございます。それでは、ただ今から、第6回府中市学校適正規模適正配置検討協議会を開催します。

なお、本日の会議の予定ですが、概ね1時間半程度を目途に進めていければと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。

はじめに、事務局に確認しますが、本日の傍聴の申出の状況はいかがでしょうか。

【事務局】

傍聴希望者はありません。

【会長】

わかりました。

【会長】

次に、委員の皆様の出席状況について、事務局から報告してください。

【事務局】

本日は委員の皆様全員にご出席いただいております。

【会長】

ありがとうございました。次に、前回会議録の確定をしたいと思います。既に委員の皆様には事前に送付していますが、何か修正等の連絡が事務局にありましたか。

【事務局】

会長と委員より、ご自身の発言内容について文言の体裁に関する訂正をいただいております。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、本日、前回会議録を確定し、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。

なお、本日、机に確定した会議録を配布しておりますが、黄色く着色している部分は、委員個人を特定する表記が含まれていますので、公開時には削除いたします。

続いて、お手元の次第に従って議事を進めますが、はじめに、事務局から資料の確認をさせていただきます。

【事務局】

それでは、確認をさせていただきます。

本日は、会議次第、席次表、前回会議録のほか、後ほどご審議いただく議題に関連する資料といたしまして、

資料 府中市学校適正規模・適正配置検討協議会 第6回 協議資料

を配布しております。

これらの資料につきまして、不足等はありませんでしょうか。

本日の資料につきましては、以上でございます。

【会長】

それでははじめに、次第3の議題について事務局から説明をしていただきますが、今回はAグループとEグループの大規模校の対応策を協議会の総意として決定することと聞いていますので、グループごとに分けて議論させていただきたいと思います。それではよろしくをお願いします。

【事務局】

説明に入る前に前回協議会でご質問のあった件について、回答させていただきたいと思います。

1点目として、Dグループ内で小中一貫校を設置した場合、学校運営上のメリットについてですが、一般的には中1ギャップの解消に効果があるといわれていまして、小学校と中学校のギャップを感じにくく、環境の変化で生じるトラブルが生じにくいとありますが、9年間を同じメンバーで過ごすことで生じる課題等もあると言われていまして。

2点目に、武蔵台小学区から国分寺市を經由して九小に通う通学路は認められるかについてですが、学区内の学校へ通う際に地理の形状上やむを得ない場合には、他市を通

過ることがございます。しかし、原則的には通学路の安全対策のしやすさ等の観点から、市内の道路を通学することが望ましいと考えており、学校が指定する指定通学路は全て市内で指定されています。

3点目に、武蔵台小と七小、七中と十中の統合があった場合、統合校を設置するための土地の具体的な候補地があるかについてですが、候補地は現状有りません。

4点目に、七中学区から十中、武蔵台小学区から九小に通学する場合、バスの使用は認めるかについてですが、基本的な考え方で示した通学距離の定義の範囲内であれば、徒歩で通っていただくことを原則としつつ、児童・生徒の通学に大きな影響を与えることのないように調整することになります。

回答は以上です。続いて、資料の説明に移ります。

はじめに、協議会資料の1ページ目をご覧ください。

本日の概要と今後の進め方になります。

本日第6回は、予定では一小、二小、武蔵台小、七中の対応策として挙げられた手法について分析することを目的としておりましたが、協議会の重要なテーマを取り扱うことから、今回と次回第7回の協議会の2回に分けて、十分な時間をかけて丁寧に進める形に変更させていただきました。そのため、今回は大規模校であるAグループの二小とEグループの一小の対応策について協議を行い、小規模校の対応策については次回とさせていただきます。今まで様々なご意見をいただきましたが、今回は適正化に向けた各対応策について、答申に具体的に記載する内容をまとめて、案を決定していきたいと考えております。

また、より良い教育環境を提供していくためにどのような対応策が他の対応策と比較して効果的であるかも含めてご協議をお願いします。

第8回では、これまでの検討を取りまとめた答申書をまとめていただきます。

2ページをご覧ください。

Aグループの二小の対応策について、これまでの協議会でいただいた主な意見をまとめております。右に空欄になっている「本協議会としての具体的な対応策の案」は、4つの対応策をどのように活用していくか、協議会の総意として決定していただきたい協議事項になります。第5回の協議会では二小は通学区域の見直しをすべきとの意見をいただきましたが、通学の安全面に配慮して見直すことが必要だと考えます。

学校選択制は賛成意見と反対意見の両方をいただきました。

校舎の増築は状況に応じて実施する必要性があれば、行うべきとの意見をいただいております。

3 ページをご覧ください。

通学区域の見直しと学校選択制の具体的な活用方法を検討するうえで、必要となる隣接校の状況を示しております。選択肢はあるものの、学区境近辺に通学を妨げるようなものなどがございます。

4 ページをご覧ください。

隣接校の受け入れ可能な児童数を示した表になります。表に示した年度に開始した場合、初年度で受け入れ可能な児童数をそれぞれ示しています。

以上でAグループ二小の対応策についての説明を終わります。

【会長】

それでははじめに、事務局から説明のあった議題についてご質問はありますか。

ご質問がないようでしたら、順番に、全員のご意見を頂きたいと思います。

【委員】

わたくし個人の意見としては、子ども達の安全性が確保されているかが何より大事かと思えます。あくまで学校ですので、教育上の大きな支障がないことと安全性が確保されていることを前提としたうえで考えると、基本的には地図にもあるように、例えば近いところに通いたいとか、より新しい学校で学びたいとか、親御さんが考えていることを実行するための選択肢として、他の学校を選ぶという選択肢を与えることが大事だと思います。今は大規模校について議論していますが、教育上と安全上の支障がないのであれば、粛々と学区の見直しを含めて対応していくことが現実的と考えます。学区は地図上でしかわかりませんが、今の学区よりも短い距離で通える学校があるのであれば、それを考えていくのがいいと思います。

【委員】

学区のボーダーライン付近で、近くの学校が見えるのに、その学校に通えないという話をよく聞くので、ボーダーライン近辺を自由選択にすると、児童数に動きが出ると思えました。安全性が確保されたうえでの、自由選択が考えられると思えます。完全に自由選択にしてしまうと、様々な思いが出てきてしまい、難しいと思うのですが、学校と話し合ったうえで、今後の対策を打てればいいと思います。

【会長】

ありがとうございました。確かに、通学区域を変更するための線を引くことは非常に難しいですね。線を引くことで生じる問題を緩和する意味で、ある程度、選択の余地を

残して柔軟に対応してもよいのではないかということですね。先ほどの委員としては、通学区域の変更で対処しつつ、選択の余地を残すという趣旨ですね。

【委員】

通学路の安全を考えた場合、高架下をくぐることや、大きな道路を渡ることなど、危険が伴い、通学路として好ましくない面もあります。危険が伴う箇所は回避することを大前提に、学区を見直していく必要があるのではないかと思います。また、最終的に学区を確定するにしても、何年間かの移行期間を設けて、学区変更に伴ういろいろな現象を踏まえ、見回りを実施し、安全な場所と危険な場所を確認することは必要だと思います。安全性を前提とした学区が必要だということです。

【委員】

私も同意見で、第一は子供の安全、そのうえで学区域変更が一番現実的だと思います。ただ、兄弟関係等様々な事情があると思うので、猶予期間をある程度設けて、その中で学区を変更するという流れが現実的だと思います。学校選択制については、選択する人数が未知数であること、人気校と不人気校に分かれることが懸念されますので、学区域変更が一番良いと思います。

【委員】

通学路も大事ですが、それ以上に、学校のなかで安全性が保証できるのかが課題だと思います。Aグループでは二小が大規模校となっていますが、かなり強引なやり方でやるしかないだろうと思います。学校選択制では、何クラスも変わらないだろうと思います。そのため、学区変更しか方法がないと思います。具体的には、八小などと変更することになると思います。段取りをきちんと組んでやっていくことが必要だと思います。

【委員】

二小の場合は、通学区域の見直しというところでは子供の安全を考えて、適正規模に近づけるために実施すべきだと思います。

学校選択制については、完全な自由選択ではなく、ある程度の選択を市で制限するべきではないでしょうか。何らかの問題が出てきたときに備え、ある程度市が関与して設定すべきではないかと。

改築校は魅力的で、選択する保護者、児童が多いというのは、当然のことです。二小の場合には、改築校は六小と八小ということになりますが、二小から考えるとどれくらいの距離にあるのかが心配です。二小に通っていた児童が八小に行くとなると、かなりの距離になると考えられるのですが、それも含めて考えていただきたいです。校舎の増

改築に関しては体育館を建て替えること、既存のスペースを活用するために、大規模な改築を実施すれば余裕を持てると思います。これは当然やっていけるのであればやっていただきたい。いずれにつきましても、真剣に考えなくてはいけないと思います。

【委員】

通学の安全面で、二小学区から若松小には、公園があって通学の妨げとなると資料にあります。学校間では距離がありますが、学区域の端からでは、隣の学校にも近いということがあります。学区の見直しが難しければ、どちらの学校も選択できるエリアを設けて、そこに住んでいる人は選択できるようにすることが考えられます。学校選択制は次年度の児童の予測ができず学校経営的に難しいと思うので、ある程度学区を変更しながら、代々この学校に通っている等どうしても嫌な方は学区を変えないというようなことも考えられると思います。基本的には学区の外側を隣の学校に、というようにすると良いと思いました。

【委員】

学校規模を調整するには、学区の変更は仕方ないと思います。自由選択も最初は考えていたのですが、前回の議事録を読ませていただいて、自由選択のデメリットとして、選択した学校があまり良くなかったときに、自分が選択してしまったことへの後悔のしかかるという意見はなるほどと感じました。学区の変更には該当する年の人は大変だと思いますが、何年かに一度は学区を見直しますという形に元々していたら、仕方ないと思うのではないかと思います。

【委員】

選択制のない学区の変更がいいのではないかと思います。選択制にした場合、市内の中学校との調整が難しいのではないかと思います。保護者の方たちの立場を考えると、今まで知っている学校のほうが望ましいと考えるので、選択制を導入しても、思ったよりも大規模校の人数は減らないのではないかと思います。ただし、保護者の方に対し、学区を変更することのメリットを十分に理解してもらうための場を設けることは必要と思います。

【委員】

一番の根本は、通学の安全性を担保できるかどうかだと思います。それが担保できれば学区域の見直しが一番妥当だと思います。小学校で学校を選択することは、親の意向で決めるということで、子どもの意向ではありません。中学校であればまだわかるのですが、小学生は子供の判断がゼロだと思います。それは学校選択制として意味が

あるのかと思うので、学校選択制についてはやらない方がいいと思います。通学路については、児童数というよりも、平成 24 年は通学路の安全性という見方から学区の編成をしていると思います。通学路の安全性が一番大事だと思います。そのため、学区の見直しをするときは必ず、見直すことでのリスクを洗い出して、事前に安全対策なり横断歩道を設置するなど、対策を一緒に検討していかないとはいけません。

【会長】

ありがとうございました。基本的には、子どもの通学路の安全性を考えた場合には、学校選択というよりも、安全性への配慮を前提として、通学区域の変更を考えるべきというのが皆さんに共通する意見だったと思います。ただ、先程何人かの方に指摘していただいた通り、通学区域の変更では明確な線を引かなくてはいけないので、線を引いたときに、それに伴って生じる問題を緩和する必要があります。また、ご兄弟がいらっしゃる場合には、ご兄弟と一緒に学校に通えるようにするなど、いくつかの条件を付けて、例外的な措置で、一部は学校選択を認めるということもあっていいのではないかという意見があったと思います。最終的に、協議会の基本的な方向性として答申にどう書き込むのかということになるかもしれませんが、何かございますか。

【委員】

学校の選択制は難しく、その年に入学する子ども達を対象とするのか、在籍する子ども達も対象とするのかという問題もあるのかと考えています。二小は登校班に分かれて集団登校しているので、地区ごとに朝、集合して登校しているという状況ですが、そういうことの在り方など、学校として様々なことを考えなければならないと思います。

学区域変更となった場合にも、その時点で在籍している子どもたちも、その時点で学区域を変更するのかという問題があります。在籍している子どもは変更しないとなると、集団登校があったりや兄弟関係など、いろいろな流れの中で、新入生からとなっても、なかなか変更しづらい。そのあたりの問題を市の方でどのように対応するのか考える必要があります。

学区域の変更となると、人々の思いもあるので、ハレーションがかなりおこるのではないかなと思います。どちらにせよ時間のかかることだと思います。ただ、一つよかったことは、A グループの中での見直しではなく、グループを離れたところでの見直しを検討していることについては良かったと思いますし、また、改築校の学区域のところを検討しているという点では話の内容として前進していると思います。

【会長】

事務局の方に確認ですけれども、通学区域の変更について、どのような線を引いて通

学区の変更を実施するの点かという点は、私たちはここで検討する必要はないということではよろしいでしょうか。かなり技術的な問題も伴い、行政施策として様々なことを検討しなければなりませんので。あくまで私たちは、通学区を変更するということを検討するのであって、どのような線を引くのかという検討は、私たちでできることではないと思います。もう一点は、委員がおっしゃった通り、通学区の変更となった場合に、変更が決定した翌年の新入生から対象となるのか、それとも、在校生も含めるのかという点は、協議会で決定すべきなのではないでしょうか。それとも、この問題も技術的な問題を伴いますので、事務局の方でこれから詰めていくのでしょうか。私たちはどこまで決めればいいのか。

【事務局】

1点目について、通学域の見直しにしても、学校選択制にしても、通学路の明確な区切りを設定しなくてはいけないのですが、こちらにつきましては本協議会でお配りしている資料だけで判断することは難しいと事務局でも考えておりまして、具体的な線については、議論いただかなくても大丈夫です。

2点目の受入れの関係なのですが、4ページをご覧くださいと、六小・八小・若松小の一年生から六年生の受け入れ可能児童数を示しているのですが、例えば、二年生以降の方が希望された場合に、受け入れられるかどうかを示させていただいている表になります。二年生以降の児童が、数年間経験した学校を離れるというのは、なかなか難しいと思うので、メインターゲットとしては新一年生になるのかなと考えております。二年生以降の在籍している児童の対応については、市で協議していきたいと思っております。

【事務局】

少し補足なのですが、1点目の学区の変更で、どこで線を引くかという点です。「基本的な考え方」では、25学級までが標準と定めているのですが、二小の場合は33学級ありますので、25学級という標準の範囲にするには、かなりの児童を動かさなくてはなりません。これは地域に影響を与えてしまいますので、難しいと事務局の方では考えております。そのうえで、過大規模校は速やかに解消してくださいと文科省から通達が出ていますので、少なくとも過大規模校の31学級以上の部分は、できれば解消していきたいと考えています。協議会として通学区の変更は、25学級まで行うのがふさわしいのか、31学級など、少しでも近づける範囲で行うのかなど、ご意見を伺いたいと思っております。例えば六小と八小の受け入れ人数は、新築校でかなりの数が受け入れ可能で、具体的には5組まで可能ですが、これほど動かすと、地域に影響を与えますので、そこは難しいと思っております。その辺もご意見いただければと思います。

【会長】

今の検討してほしいという意見は、新一年生だけではなくて、他の学年も動かすべきなのかということですか。

【事務局】

いま申し上げたのは、二小の33学級について、できれば31学級以上という過大規模校は解消したいと考えていますが、かといって25学級まで減らすことは非常に難しいと思っています。その辺の加減についてご意見を頂ければと思います。

【会長】

通学区の変更となった場合、何学級を減らすかある程度の目途をつけるのか、それについてご意見があれば伺いたいと思います。

【委員】

今の時代、強制的に何かをするということにナイーブであるという状況にあると思います。そのような状況で学区の変更をすると、良いとか悪いとかではなくて、ハレーションは起こると思います。裏返して考えると、人数合わせのために学区を変更せざるを得なくなったときに、そこまでするほど本当に二小は危険なのか、過酷な状況なのかという問題になる。例えば、建物もボロボロで耐震性もない危険な校舎を押しまで設定できるだけの学区なのかということを考える必要はあると思います。理屈でわかっても納得できないという状況になります。いかに二小が教育上大変なのかを説明しなければならぬと思います。提案ですが、実際に学区の境界付近にお住まいの方を中心に、予備的にアンケートを実施して、他校に行きたいと考えている人が何人いるかを把握して、そのようなデータで根拠づけて説明していくことが考えられます。数字合わせのためにやったとしたら反対される。学区の見直しは慎重にやらなくてはいけない。相当覚悟のうえでやらなければならないと思います。

【委員】

速やかにということではありますけれども、直ちにではないので、今回我々は六年後を目安に議論していますが、六年を目安として解消するのか、そういった議論になると思います。したがって、どのタイミングで何をするかよりは、基本的な考え方として六年単位での学区の見直しを検討することや、六年単位で学校規模を検討して、六年先を見据えて、変更の予定を幼稚園、小学校に周知するなど、学区は固定的なものではなく、子供にとって教育環境を担保するためのものなのだという機運づくりをしていかなければならないと思います。

一方で、学校を選択することを保護者に求めるのであれば、所与のサービスとして選んでいただくイメージよりは、参加を前提として、選んだ以上は関わっていただくような、つまり学校を選ぶのであれば、保育園を選ぶときに見に行くように、保護者が受け身になるのではなく、主体としてかかわってもらえるような仕組みづくりが必要と考えます。

【会長】

今の二人の話では、30学級以上を一気に25学級にするということは考えられないことであり、徐々に大規模校を解消するような方向に動いていくべきというご意見だったかと思います。そのような方向性でよろしいですか。

【委員】

前回二小を見させていただいたときに、いざ何か起きたときに全校児童を体育館に集めることが出来ないと感じました。それでは安全ではないと思います。子どもたちを守ることが最も重要であると思います。いざ何かが起きたときのことを配慮して対策を考えなければならないということです。

【会長】

ありがとうございます。その点については、校舎の増改築、体育館の改修も含めて、早急にやるべき課題であると、前回もご意見をいただいていたかと思います。

時間がだいぶ過ぎておまして、もう一つ、一小のほうの対応策についても議論しなくてはなりません。二小の対応策については、基本的な考え方は先程のおっしゃっていただいた通りでよろしいでしょうか。具体の文章等についてはおそらく最後の方の会議で、答申案をもとに詰めていくことになるかと思います。

【委員】

お伺いしたいことがあるのですが、避難や集会などの機能を考えたときに、それは全て学校の中に納めなければならないのでしょうか。例えば近隣の公園の利用も想定しているのでしょうか。安全確保の方策として、集合場所が学校外になってよいのであれば、必ずしも体育館に収める必要はないと思います。学区の中で機能を分担できるような設備や施設はあるのでしょうか。

【会長】

事務局どうですか。

【事務局】

学校施設課です。学校運営上、近くの公共施設や公園に避難するというのは難しい状況です。実際の有事の学校運営の際に、そこまで移動するという事は、学校の施設としていかなるものかという視点もありますので、そのあたりについては議論が必要だと思っております。一方で、現状として地域の災害時の避難所としての機能も学校にありますので、体育館の大きさは少なくとも今の規模は確保しなければならないと思っております。

【会長】

二小の対応策について追加のご意見はありますか。基本は通学区域の変更をベースにして、通学区域ボーダーラインの付近や兄弟等の関係によっては、条件付きの選択ということも検討しては良いのではないかとというのが共通のご意見のようでした。また、通学路の安全が課題になりますので、通学区域の変更に関しては、変更に伴う様々なリスクに対する対応策も、行政側として対応してほしい、また、事後検証も実施してほしい、という意見も加味していく方向性でよろしいですか。具体的な文章は最後の会議で一字一句きちんと固めていければと思います。今日の段階ではこれくらいの方向性でよろしいですか。

【会長】

それでは、一小について、続きの説明をお願いします。

【事務局】

はい、それでは5ページをご覧ください。

Eグループの一小の対応策について、これまでの協議会でいただいた主な意見をまとめております。Aグループ同様に右に空欄になっている「本協議会としての具体的な対応策の案」は、4つの対応策をどのように活用していくか、協議会の総意として決定していただきたい協議事項になります。

第5回の協議会では一小は通学区域の見直しをすべきとの意見をいただきましたが、通学の安全面に配慮して見直すことが必要だと考えます。

学校選択制は、賛成意見と反対意見の両方をいただきました。

校舎の増築は、状況に応じて実施する必要性があれば、行うべきとの意見をいただいております。

6ページをご覧ください。

通学区域の見直しと学校選択制の具体的な活用方法を検討するうえで必要となる隣

接校の状況を示しております。選択肢はあるものの、学区境近辺に通学を妨げるようなものや、将来的な人口増につながる可能性のある開発情報などがございます。

7 ページをご覧ください。

隣接校の受け入れ可能な児童数を示した表になります。表に示した年度に開始した場合、初年度で受け入れ可能な児童数をそれぞれ示しています。

8 ページをご覧ください。

学校選択制の手法について改めて説明します。①の自由選択制は制限なく自由に学校を選択できる方法です。②のブロック選択制は学区を複数のブロックにグループ化し、指定されたブロックの中であれば自由に選択できる方法です。③の隣接区域選択制は住所に指定された学区の学校以外にも隣接した学区の学校であれば選択可能とする方法です。④の特認校制は住所に指定された学区の学校はいけるものの、特認校へはどこの学区にいても選択できる方法です。⑤の特定地域選択制は住所に指定された学区の学校以外に特定地域に住所を構えている場合、許可された学校のみ学校選択ができる方法です。

【会長】

それでは一小について、ご意見を伺っていきたいと思います。

先程の二小の話と重複する部分が多いとは思いますが、近隣の他の小学校の配置や距離などは先程の二小とは異なります。実際の候補としては三小、九小、新町小、本宿小となります。それらすべての学校で対応するというのは難しいと思いますので、一小地域の長を踏まえながらご意見を伺えればと思います。

【委員】

二点ご質問なのですが、一点目は、農工大の中を通れるように、交渉の余地はあるのでしょうか。

もう一点は、開発予定地があるとのことですが、以前いただいている九小の児童数推計に、開発の予定は含まれているのでしょうか。

【事務局】

1 点目の大学の敷地を通行することが出来るかということに関して、交渉の余地はあるかと思いますが、通学路を設定する際に私有地を通過することは前例がないことであるため、何とも言えないところです。

【事務局】

補足をご説明させていただきます。農工大の方ですが、矢印がある箇所については、昼間においては通行ができるよう調整しております。一般の方は通行できてしまうのですが、通学路として通行できるかは協議の状況次第です。

もう一点、開発予定地につきましては、今回の議会で、この土地について、国のほうから不動産の売買の状況が始めたとの情報が出ましたので、こちらについては今後の動向を注視していきたいと考えております。当初の九小の方の推計には、含んでおりません。

【委員】

そもそもですが、二小にせよ一小にせよ、先程協議した内容は基本理念であり、具体策を議論するというよりは、この考え方で案を考えましょうという共通認識としてあるので、具体的な話をするのであれば、例えば農工大と交渉ができないのであれば、通ってはいけないという設定をしなければなりません。目の前に道があれば通りますので、危険を放置するということになります。そういった学区は設定してはいけないと思いますし、そういったことが想定されますので、通学区域を変更するにせよしないにせよ、変更してそこに通る道がある以上は、何かしら手は考えなくてはなりません。

【会長】

二小で議論したことと基本的には同じだと思いますが、一小の隣接校である三小、本宿小、九小、新町小との関係や距離を考えた場合に、不確定要素もいくつかあるのですが、通学路の変更で、今まで一小に通学していた児童が各学校に通うことを考えた場合に、6ページの矢印の対象となっている全ての学校が児童を移す先としてふさわしいのか。やはり通学路のことを考えると三小を大きめにして、通学区域の変更として考えるのがベターなのではないでしょうか。そのような点で、ご意見を伺えればと思います。

【委員】

7ページについて事務局に質問です。教室数から言って、九小は各学年の平均が3クラスになっても大丈夫なのではないでしょうか。もし九小が1学年3クラスでも可能ということになれば、児童を受け入れることが可能と思います。そのところどうなのか確認したいです。

【会長】

事務局でお答えできることはありますか。三小の児童数の変動については前回の推計

値からすると、令和10年頃から、3学級から4学級程度、人数が減っていますよね。

【事務局】

資料の7ページで示させていただいている受入可能児童数につきましては、今現在の学級数を示しております、今ある環境にどれくらいまで受け入れ可能なのかを示しております。こちらにつきましては、九小の一年生は3学級になっていますが、1学級に必ず35名在籍している状況にはなっておりませんので、例えば1学級に30名だったら3学級で15名の余裕があります。それを受け入れ可能な児童数として示しております。

【委員】

私が質問させていただいたのは、前回、武蔵台小学校に訪問させていただいた時に、本来ならば教室だったものが別の用途で使われているのを見ました。九小については、教室数が埋まっていて、1学年で2クラスの学年が3クラスになる、あるいは新一年生で3クラスになっても大丈夫なのか伺いたいです。教室は余っているのでしょうか。

【会長】

事務局どうですか、教室に余裕があるということでもいいですか。

【事務局】

今お手元の資料では、三小と六小と八小のクラス数については、改築した後のクラス数を示しています。これは、この数字から、教室数に余裕があることを示しています。そのほかの学校につきましては、今後順次改築を進めていくこととなりますので、先ほど事務局の方から申しましたように、今現在は余裕が見込める所を記載とさせていただきます。今後の改築では、学級数も含めて作りこんでまいりますので、若干そういう所に余裕が出るのかなと考えています。

【会長】

事務局からの今の説明でよろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

【委員】

先ほどの二小と被るところがあるのですけれども、一小の学級数などの数字を見たときに、丁目単位で形成されているコミュニティの間に学区を分断するという手段をとるとすると、地域のコミュニティを壊してまで通学区域を変更するのかという意見が出てくると思いますので、そのあたりは考えておく必要があると思います。最終的には、小学校だけでなく、中学校とか横断になった時のコミュニティ形成の場を考慮したうえで、

納得いく説明をすることが必要になると思います。

【会長】

ありがとうございました。その点については、通学の線を考える際の留意点として必要なことだと思います。

【委員】

今の意見に補足したいのですが、他の学校では基本的に中学の学区は分断しているので、そこは意識しなくていいのではないかと思います。一小、二小だけが特別です、という風に感じているのです。

付随の質問ですが、平成24年に学区編成を行った際に、実際にどのようなトラブル、どのような意見があったのでしょうか。血を見るような、という話も聞いていますので、実際にどんなクレームが誰からあったのか、というのを聞いておきたいです。通学区域を設定するための根本的な法律というか、条例というか、そういうものに照らし合わせて妥当なのか。委員が話していたのは、学校は中心部から先にできて、外心部は後からできたので、あとから学校ができたときに、何丁目の中でも何番地は一小、何番地は九小という感じで分けていることや、安全のために国道に沿って分けていることが実際にあります。

余談ですが、私の母とか父は、一小に通っていたのですが、六小ができたときに、みんなそちらへ行くからということで、学区域の変更の時に、そこは残念ながら仕方ない問題だと思います。

【会長】

最初の質問は、事務局からお答えいただけますか。

【事務局】

平成24年に学区域を見直したのですが、その際は、11回ほど検討協議会を開催し、また、パブリックコメントで市民の方から広く意見を頂いていると聞いているのですが、その際、地域からの反対が多く、学区域の素案も見直しをしたという風に聞いています。一小・二小の反対というより、他の地域の学区境の部分の変更の見直しが多くあったと聞いております。いろいろな反対意見があったという風に聞いておりますので、基本的な考え方では、大掛かりな学区の変更は地域への影響が大きいので、適正化に向けた対応としては、一部の変更でよいのではないかという考え方もございます。

【会長】

ありがとうございました。その点を踏まえても基本的に協議会は通学区域の変更という方向性をだしていきますが、その場合、今もお話しあったように、それに伴って個別具体的に生じざるを得ない問題があると思いますので、そのことについては行政側が慎重に対応していただきたいと思います。通学路の変更については市の条例や規則によって定められていると思いますが、事務局から補足はありますか。

【事務局】

本市では、教育委員会の規則に基づいて学区域を定めておりますので、地域の実情や通学距離、学校の周囲の人数等々含む様々なことを考慮しまして、規則において定めております。

【会長】

他に一小についてなにかございますか。

【委員】

九小出身の方に聞いた話ですが、平成24年の学区変更の際に、一小に入学できると思っていたのに九小学区になったことがあると聞きました。対応策として学区変更を行うのであれば、そのことをできる限り早めにお知らせしておくことが必要だと思います。また、ほかの委員の方もおっしゃっていましたが、学区変更と同時に、通学路の危険個所を洗い出し、危険個所を1つ1つ対策していくことも必要になると思います。

【会長】

事務局いかがでしょうか。一小・二小の対応策を、ある程度確認できたと思うのですが。あとは、具体の答申書の作成の段階で調整するというところで、今日はこの段階でよろしいでしょうか。

委員の方、最後にご意見ないですか。

【委員】

一小に関しましては、通学区域の見直しで、本宿小が見えるところにあるのに一小に通っている、甲州街道の南から一小に通っている、ということへの意見がありました。これはやはりちゃんと是正の必要があるのではないかと思います。受入先として、可能な児童数をみたうえで、三小はCグループ、本宿小はDグループになりますけど、そこあたりが望ましいのではないかと。九小に関しては大規模な開発が予定されていることがはっきりしているわけですから、ここにはあまり手を付けないことと、新町小学校に

については、大学が通学の妨げになることがわかっているので、これは避けるという形で進めていけばいいと思います。

【会長】

よろしいでしょうか。最後に委員の皆様にご相談したいことがございます。事務局にも考えていただきたいのですが、今日の資料の1ページを見ると、今日は大規模校の対応策について協議し、次回7回目が武蔵台小・七中の小規模校の話をして、第8回で答申をまとめるということになっておりますが、今日の大規模校の話だけでも長い時間がかかっています。次回、小規模校は、今日の大規模校の話よりも様々な選択肢があり難しいので、果たして一回の協議会で方向性がまとまるか確信が持てないこと、もう一つは、答申書をまとめる際は、その前に開催される会議に答申案が出てきて、その案をベースとしてあそこだと修正をして、最後のまとめ案をつくります。ですから、第8回で答申をまとめるのであれば、7回の会議で答申案の文案が出てきてしかるべきということになります。今のスケジュールを考えると、次回の第7回で小規模校の話をして、答申案の文案を検討するというのは不可能です。少なくともあと1回、慎重に答申案をまとめるなら2回実施することが必要なのではと思います。委員の皆さんのご意向をお伺いしたうえで、事務局に会議開催スケジュールの見直しが可能かどうかを聞いてみたいと思います。

【委員】

答申案を全員で1回は見て、修正点を伝えたいので、校正が入ったものをもう1回この場にかけて、最終的には会長に一任しますという流れになることを想定していました。次回、小規模校は大規模校よりも厳しい選択をしなければならないと思うので、そういう意味では、少なくとも全8回で終わることはできないというのが、私の意見です。

【会長】

大変になりますけれども、回数を増やすと任期も延びることになりますが、延ばすという方向でよろしいですか。

ということで、委員のほうでも懸念があるので、任期の延長と会議の回数をもう少し増やすことでいかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。今までも丁寧にご協議いただいているところですが、事務局としてももう少し時間をかけ、様々な立場からのご意見をいただければと思っておりますので、協議会を延長していただけることは非常にありがたいことです。ただ1点、

8月末までの任期で委嘱状を発行している関係で、委嘱の任期が切れること、答申の期限も8月末となっていることから、再委嘱の事務手続きが必要となります。そちらを教育委員会に諮らなくてはなりません。今日は持ち帰らせていただき、延長する方向で手続きを調整します。この点については、追って早急にご連絡いたします。

【会長】

そのあたりの手続きについては、事務局のほうでお願いします。
その他の点については何かありますか。

【事務局】

それでは、事務局から今後の予定について、お伝えいたします。
次回の第7回協議会の日程でございますが、7月10日に開催予定とさせていただいておりましたが、協議会の延長による日程変更の可能性もありますので、確認が取れ次第早急に委員の皆様にご連絡します。
以上でございます。

【会長】

事務局から説明のあった「その他」について、ご意見やご質問はありますか。
それでは無いようですので、これで本日の第6回府中市学校適正規模適正配置検討協議会を終了します。
長時間にわたり、お疲れ様でした。

以上